



平成25年5月13日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所  
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎  
(コード番号 1966)  
問 合 せ 先 責 任 者 総務部長 牟田 郁二  
(TEL 093-632-2631)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月21日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成25年7月16日付で予定されている株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)および株式会社大阪証券取引所(以下、「大証」という。)の現物市場の統合に伴い、当社が上場している大証市場第二部の普通株式は、東証市場第二部の普通株式となる予定でありますため、現行定款に記載の証券取引所名称の読み替えを行うものであります。

なお、本読み替えは、東証と大証の現物市場の正式な統合日をもって実施することを条件とするため、併せて附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成25年6月21日

定款変更の効力発生日 平成25年7月16日

※定款変更の効力発生日は、平成25年7月16日を予定しておりますが、新設いたします附則のとおり、東証と大証の現物市場の正式な統合日をもって実施いたします。

以上

(下線は 変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(E種株式の強制取得)</p> <p>第16条の6 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. 前条および本条の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を指すものとする。</p>	<p>(E種株式の強制取得)</p> <p>第16条の6 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 前条および本条の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を指すものとする。</p>
<p>(E種基準価額)</p> <p>第16条の7の1</p> <p>E種基準価額は、第16条の5または第16条の6第1項に基づき当社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(E種基準価額)</p> <p>第16条の7の1</p> <p>E種基準価額は、第16条の5または第16条の6第1項に基づき当社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(E種基準価額の調整)</p> <p>第16条の7の2 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(E種基準価額の調整)</p> <p>第16条の7の2 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条</p> <p><u>第16条の6第4項、定款第16条の7の1第1項、定款第16条の7の2第3項、定款別紙②ア、エ、⑨ウの変更は、平成25年7月16日の株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場の統合日をもって効力を生ずるものとする。但し、平成25年7月16日に上記統</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(定款別紙) 新株予約権の内容および数</p> <p>② 基準価額</p> <p>ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に行われた場合、146.7円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を、同年4月1日より翌年3月31日まで1年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の2分の1を下回ったときは当初基準価額の2分の1を、基準価額とする。</p> <p>イ (条文省略)</p> <p>ウ (条文省略)</p> <p>エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>オ (条文省略)</p>	<p><u>合がなされなかった場合には、現実に統合された日をもって効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条</p> <p><u>附則第1条の統合日以降であっても、定款の定めにより、統合前の大阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の基準によるべき場合には、なお従前の例によるものとする。また、本附則は、平成25年9月19日の経過をもって、これを削除する。なお、上記統合日が平成25年7月17日以降に遅延した場合、統合日以降、東京証券取引所の開設する市場での45取引日を経過した時をもって、これを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定款別紙) 新株予約権の内容および数</p> <p>② 基準価額</p> <p>ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に行われた場合、146.7円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を、同年4月1日より翌年3月31日まで1年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の2分の1を下回ったときは当初基準価額の2分の1を、基準価額とする。</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ウ (現行どおり)</p> <p>エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>オ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑨ 新株予約権の取得条項</p> <p>ア (条文省略)</p> <p>イ (条文省略)</p> <p>ウ 取得時の時価とは、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>	<p>⑨ 新株予約権の取得条項</p> <p>ア (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ウ 取得時の時価とは、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>

以 上